

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(1) ①利用者支援事業（基本型） ※下線の事項を追加します。

子どもや子どもの保護者が、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

現 状

平成 27 年度より新たに実施する事業であり、これまでの実績はありません。

確保方策

- 市役所における幼児期の学校教育・保育の窓口コーディネーター1 名を配置します。

【利用者支援事業（基本型）の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
② 確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	箇所数	0	0	0	0	0

(1) ②利用者支援事業（母子保健型） ※以下の事項を追加します。

妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩みに対応するため、保健師等の専門職が各機関との連携・情報共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し希望者には支援プランを作成します。

現 状

平成 28 年度より新たに実施する事業であり、これまでの実績はありません。

確保方策

- 市役所における母子保健の窓口子育て世代包括支援センターを設置し、コーディネーター1 名を配置します。

【利用者支援事業（母子保健型）の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	箇所数	1	1	1	1
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1
②-①	箇所数	0	0	0	0